NI+CP個別商談割引に関する条件（IBM TLSサービス用）

この条件は取引文書であり、別途お客様とNI+CPとの間で締結済みの「NI+CPビジネス・パートナー契約書」および個別契約の条件と矛盾する場合は、この条件が優先します。
以下の条項は、NI+CP が承認した個別商談割引適用見積書兼注文書（以下、「特価見積」といいます）に基づいて購入されたすべての IBM テクノロジー・ライフサイクル・サービス（以下、「TLS」といいます）に適用されます。
NI+CP の特価見積は、お客様の個別商談割引申請に含まれるすべてのTLSサービスをお客様が購入すること、個別商談割引申請においてお客様から NI+CPに提供された情報が真実、正確かつ完全であることを前提に提供されます。

適用条件

1. お客様は、特価見積に記載のすべてのTLSサービスは特価見積に記載された期日までにNI+CPに発注しなければなりません。
2. お客様は特価見積記載のTLSサービスを、特価見積に記載されたエンドユーザーにのみ、またはNI+CPが承認した場合にはお客様の販売店にのみ販売するものとします。 お客様の販売店は、特価見積に記載されたエンドユーザーにのみ販売するものとします。
3. お客様は、特価見積に記載された最小または最大の数量または収益に関する制限を、遵守しなければなりません。
4. TLSサービスは、特価見積に記載された承認済みの最大エンドユーザー価格を超えてエンドユーザーに販売できないものとします。最大エンドユーザー価格が現地通貨に換算される場合、公正かつ合理的な為替レートが使用されなければなりません。為替レートは、外部で認められた市場為替レートの情報源から入手しなければなりません。
5. 特価見積が特定のプロジェクトまたはソリューションについて承認された場合、お客様は、特価見積に記載されたプロジェクトまたはソリューションに対してのみ、TLSサービスを販売することができます。
6. お客様は、NI+CPまたはIBMが求めた情報について通知しなかった場合、何らかの理由でお客様がNI+CPおよびIBMに上記記載事項に関わる必要な証憑を提供しなかった場合、またはお客様が上記の記述に従わなかった場合、お客様はここに明示的に以下の内容を認めるものとします。i）NI+CPが、NI+CPの単独の裁量により特価見積記載のTLSサービスについて新規もしくは訂正の請求書、または契約上のペナルティ通知を発行することにより、お客様が請求された特別見積の金額と、その他の権利を有する価格との差額を上限としてお客様に課金する権利、およびii）NI+CPがお客様を今後の個別商談割引申請への参加から除外すること。
7. IBMビジネス・パートナー契約および/または IBM 取引契約の「特別割引」のセクションおよびサブセクション「特別割引取引の IBM 監査」を含む、その他のすべての条件が変更されないこと。
8. お客様は、お客様とエンドユーザーとの間に介在する全ての 販売店 に、第1条から第7条までの条件を書面で明示的に承諾することを要求する場合があることを伝え確認を得る必要があります。NI+CP および IBMから 要求された場合、お客様は、エンドユーザーとの間に介在する全ての販売店 からの書面による承諾を NI+CPおよびIBM に提供するものとします。お客様とエンドユーザーとの間に介在する販売店がある場合は、特別割引申請時に全ての正しい企業名と商流をNI+CPおよびIBMに提出する必要があります。

NI+CPが提示する価格または割引は、お客様が発注により承諾しない限り、拘束力を有しません。
各特価見積は、特定のサービスの集合体として価格設定および提案されるため、NI+CPは、これらの特価見積記載のTLSサービスの価格および割引を将来的に同等で提供することを表明するものではありません。

以上